



# りそな銀行アジアニュース

平成 25 年 5 月 29 日  
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

## 「外債登記管理手続きの一部審査権限の銀行への委譲について」

2013 年 4 月 28 日付で、国家外債管理局が『外債登記管理弁法』通知の公布（匯発[2013]19 号）を発表しました。通知は 5 月 13 日より実施され、従来外債管理局で審査認可が必要とされていた外債資金の人民元転・引き出しや元金返済など一部の関連手続きに関する審査認可権限が変更されました。具体的な内容は以下となります。

### 一、外債登記の定義

外債登記とは、債務者が国外から資金を借り入れる際、規定された方式に基づき外債管理局で、借入についての情報の登記、或は報告を行うことを指す。

### 二、外債(外貨)にかかる手続き

	実施機関	必要手続内容(変更後)
①借入実行時	所在地外債管理局	外債登記
	取扱銀行	外債専用口座開設 国外からの資金受入れ
②人民元への両替・引き出し	取扱銀行	必要書類を提出し、審査を受ける 人民元に両替・利用
③返済時	取扱銀行	必要書類を提出し、審査を受ける
		外貨に両替・返済 外債登記抹消【新規追加】

### 三、銀行に委譲する主要な業務

項目	変更前	変更後
外債専用口座開設	外債管理局発行の「外債登記証」を取得した上で、銀行で手続きを実施	銀行が審査した上で口座を開設
外貨から人民元への両替・引出／人民元から外貨への両替・返済	外債管理局の審査認可必要	直接銀行に必要資料を提出。銀行は用途が適切であるか、営業範囲に合致しているかなどを審査した上で手続きを行う。
外債専用口座閉鎖	外債管理局の審査認可(要確認)* 地域によって異なる。上海の場合は口座閉鎖時に残高金額が 1,000ドル以上のみ必要とされていた。	銀行が審査した上で実施

### 四、国外保証による借入の管理について

国外の保証人が保証履行する場合は、保証金額は外商投資企業の投融資の範囲内でなければならない。またその際に、所在地外債管理局に外債登記を実施する必要がある。

照会先:国際事業部 (東京)電話 03-6704-2723

(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 \*禁無断転載